

(3) 学芸員課程

① 学芸員課程について

本学では文部科学大臣の認可を得て、文学部文学科および芸術学部芸術学科に、学芸員の資格を取得できる課程を開設している。学芸員とは、博物館法に基づく博物館において、資料の収集、管理、展示公開、調査研究などを行う専門職である。

② 法律に定められている規定（「博物館法」第5条第1項、「博物館法施行規則」第1条）

学士の学位を有し、「博物館法施行規則」第1条に定められた9科目19単位を修得した者は、学芸員となる資格を有する。

③ 本学で規定する単位

本学で開講する表1の10科目19単位はすべて修得しなければならない。また、表2のうちから12単位以上を修得しなければならない。

以上の必要単位を修得した上で、卒業を待って、学芸員資格を得ることができる。

④ 履修資格

文学部文学科・芸術学部芸術学科 履修定員 30名（3年次）

2年次終了時に、62単位以上修得（但し、必修科目はすべて修得のこと）、かつ下記「博物館実習Ⅰ」の履修要件を満たす者。履修希望者が定員を超えた場合は、修学状況等を参考にして選抜する。

また、2年次については履修制限を行わない。

⑤ 博物館実習

3年次：「博物館実習Ⅰ」2単位

履修前年度までに、「生涯学習概論」・「博物館概論」の2科目、および「博物館資料論」・「博物館資料保存論」・「博物館教育論」3科目のうち2科目以上を修得した者。

4年次：「博物館実習Ⅱ」（館務実習）1単位

履修前年度までに、「生涯学習概論」・「博物館概論」・「博物館実習Ⅰ」の3科目、および「博物館資料論」・「博物館資料保存論」・「博物館教育論」・「博物館情報・メディア論」の4科目のうち3科目以上を修得し、かつ3年次に「館務実習申込仮登録」を済ませた者（仮登録許可履修者および仮登録締切日は事前に公示する）。ただし、授業態度や関係科目履修状況等により、学外で行われる館務実習生としてふさわしくないと判断される場合は、履修を認めないことがある。

⑥ 学芸員課程履修費

学芸員課程履修者は履修費（4年次前期 30,000円）を要する。

⑦ その他

学芸員課程履修希望者は、毎年度実施される履修ガイダンスに必ず出席しなければならない。正当な理由なく欠席した者は履修できない。その日程は事前に公示する。

その他、学芸員課程の履修にかかる必要事項は別途公示する。

I. 表1 【学芸員課程科目】(博物館法施行規則に定める科目)

博物館法施行規則に定める科目	単位数	左記に対応する 本学開設科目	単位数		単位配分				週時数		備考
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期	
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2			2			2		
博物館概論	2	博物館概論	2			2			2		
博物館経営論	2	博物館経営論	2				2			2	
博物館資料論	2	博物館資料論	2			2			2		
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2			2				2	
博物館展示論	2	博物館展示論	2				2			2	
博物館教育論	2	博物館教育論	2			2				2	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2				2		2		
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	2				2		2	2	
		博物館実習Ⅱ	1					1	2		
計	19	計	19								

II. 表2 【本学が学芸員の資格取得に定める科目】

下表から12単位以上を修得すること。

	科目	単位数	単位配分				週時数		文学部	芸術学部	履修条件
			1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期			
博物館法施行規則 第6条関連科目	文化史	美術文化交流史	2	2			2			専門	
	美術史	日本美術史	2	2			2			専門	
		東洋美術史	2	2				2		専門	
		西洋美術史	2		2		2			専門	
	民俗学	民俗学Ⅰ	2	2			2		教養		
		民俗学Ⅱ	2	2				2	教養		
	考古学	考古学概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)		
		考古学概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)		
考古学実習Ⅰ		2			2	4		専門(歴)		「考古学概説Ⅰ・Ⅱ」「考古学演習Ⅰ・Ⅱ」の修得を前提とする	
考古学実習Ⅱ		2			2		4	専門(歴)			
その他	日本史概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)		原則として、他専攻・他学部の履修は不可	
	日本史概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)			
	保存科学概説Ⅰ	2	2			2		専門(歴)			
	保存科学概説Ⅱ	2	2				2	専門(歴)			
	地域と文学 a	1		1		2		専門(日)			
	地域と文学 b	1		1		2		専門(日)			
	古典文学特殊講義	2			2		2	専門(日)			
	近・現代文学特殊講義A	2			2	2		専門(日)			
	近・現代文学特殊講義B	2			2		2	専門(日)			
	古文書学演習Ⅰ	2		2		2		専門(歴)			
	古文書学演習Ⅱ	2		2			2	専門(歴)			
	西洋史文献講読Ⅰ	2		2		2		専門(歴)		世界史B(高校)の内容を熟知していること	
	西洋史文献講読Ⅱ	2		2			2	専門(歴)			
	工芸史	2	2				2		専門		
	工芸概論	2	2					2		専門	
美術概論	2	2					2		専門		

専門(日) : 文学部 日本文学専攻 専門科目

専門(歴) : 文学部 歴史学専攻 専門科目

(4) 司書課程

① 司書課程について

本学では文部科学大臣の認可を得て、文学部文学科に司書の資格を取得できる課程を開設している。司書とは、公共図書館等で図書館資料の選択、発注および受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門職である。

② 法律に定められている規定（「図書館法」第5条第1項第2号、「図書館法施行規則」第1条）

大学を卒業した者で、「図書館法施行規則」第1条に定められた甲群11科目のすべて、および乙群の2科目を修得した者は、司書となる資格を有する。

③ 本学で規定する単位

本学で開講する下表の必修11科目26単位、選択2科目以上、計28単位以上を修得しなければならない。
以上の必要単位を修得した上で、卒業を待って、司書資格を得ることができる。

④ 履修資格

文学部 履修定員 50名（2年次以上）

1年次終了時に32単位以上修得し（但し、必修科目はすべて修得のこと）、かつ「図書館概論」を修得していること。（「図書館概論」については履修制限がない）

なお、履修希望者が定員を超えた場合は、修学状況等を参考にして選抜する。履修者が定員に満たない場合は、以下の者に本課程の履修を認める場合がある。但し、いずれも、前年までに「図書館概論」を修得していなければならない。

(1)文学部3年生で、62単位以上修得した者（卒業要件必修科目はすべて修得のこと）

(2)他学部の2年生 1年次終了時に32単位以上修得（卒業要件必修科目はすべて修得のこと）

他学部の3年生 2年次終了時に64単位以上修得（卒業要件必修科目はすべて修得のこと）

⑤ 司書課程履修費

司書課程履修者は履修費（2年次前期 15,000円、3年次前期 15,000円、合計 30,000円）を要する。

⑥ その他

司書課程履修希望者は、所定の司書ガイダンスに必ず出席しなければならない。その日程は事前に公示する。
その他、司書課程の履修にかかる必要事項は別途公示する。

I. 【司書課程科目】（図書館法施行規則に定める科目）

	図書館法施行規則に定める科目	単位数	左記に対応する 本学開設科目	単位数		単 位 配 分				週時数		備 考
				必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期	
甲群 (必修科目)	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2			2			2		
	図書館概論	2	図書館概論	2		2					2	
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2			2			2		
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2			2			2		
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2			2			2		
	情報サービス論	2	情報サービス論	2			2				2	
	児童サービス論	2	児童サービス論	2			2				2	
	情報サービス演習	2	情報サービス演習	4				4		2	2	
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2			2			2		
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2			2				2	
情報資源組織演習	2	情報資源組織演習	4				4		2	2		
乙群 (選択科目)	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論		1		1			集中		} 2科目以上 選択
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論		1		1				1	
	図書・図書館史	1	図書・図書館史		1		1				1	
	図書館総合演習	1	図書館総合演習		2			2		2		
資格取得のための最低単位数	24	計		31								

(5) 日本語教員養成課程

① 日本語教員養成課程について

本学では、文学部文学科に、外国人に対する日本語教育のための日本語教員養成課程を設けている。この課程は、日本語教員となるために最低限必要な知識・能力を習得することを目的としている。

本課程の履修を希望する学生は、必要単位を1年次より計画的に履修し、4年次4月に「日本語教員養成課程履修登録」を教務部に提出する。下表の条件を満たした学生には、本学で発行する「日本語教員養成課程単位修得証明書」が与えられる。なお、本課程のカリキュラムは、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（文化庁、平成31年）に対応している。

※「日本語教育実習」履修者は、実習費が別途掛かる場合がある。

② 修得すべき単位

29 単位すべてを修得すること。

I. 【日本語教員養成課程科目】

(※) 単位数の括弧数字 () は他区分と共通科目

領域	区分	教育内容	科目	本学で習得すべき単位数		
社会・文化・地域に係る領域	社会・文化・地域	① 世界と日本	(1) 世界と日本の社会と文化	日本語教育学Ⅱ	2	
		② 異文化接触	(2) 日本の在留外国人施策			
			(3) 多文化共生（地域社会における共生）			
		③ 日本語教育の歴史と現状	(4) 日本語教育史			
			(5) 言語政策			
			(6) 日本語の試験			
		言語と社会	(7) 世界と日本の日本語教育事情			社会言語学Ⅰ 社会言語学Ⅱ
	④ 言語と社会の関係					
	⑤ 言語使用と社会					
	教育に関わる領域	言語と心理	⑦ 言語理解の課程	(8) 社会言語学	学習・言語心理学 言語習得研究Ⅰ 心理学概論B 日本語教育学Ⅱ	2 2 2 (2)
⑧ 言語習得・発達				(9) 言語政策とことば		
⑨ 異文化理解と心理				(10) コミュニケーションステージ		
言語と教育		⑩ 言語教育法・実習	(11) 待遇・敬意表現	日本語教育学Ⅰ 日本語教育学Ⅱ 日本語教授法 日本語教育実習	2 (2) 2 1	
			(12) 言語・非言語行動			
			(13) 多言語・多文化主義			
			(14) 談話理解			
			(15) 言語学習			
			(16) 習得過程（第一言語・第二言語）			
			(17) 学習ストラテジー			
	(18) 異文化受容・適応					
	(19) 日本語の学習・教育の情意的側面					
	(20) 日本語教師の資質・能力					
	⑪ 異文化間教育とコミュニケーション教育	(21) 日本語教育プログラムの理解と実践				
		(22) 教室・言語環境の設定				
⑫ 言語教育と情報	(23) コースデザイン					
	(24) 教授法					
言語に関わる領域	言語	(25) 教材分析・作成・開発	日本語学概説Ⅰ 日本語学概説Ⅱ 日本語文法Ⅰ	2 2 2		
		(26) 評価法				
		(27) 授業計画				
		(28) 教育実習				
		(29) 中間言語分析				
	⑬ 言語の構造一般	(30) 授業分析・自己点検能力	日本語学概説Ⅰ 日本語学概説Ⅱ 日本語文法Ⅰ	2 2 2		
		(31) 目的・対象別日本語教育法				
		(32) 異文化間教育				
		(33) 異文化コミュニケーション				
		(34) コミュニケーション教育				
⑭ 日本語の構造	(35) 日本語教育と ICT	Japanese Culture through English	2			
	(36) 著作権					
	(37) 一般言語学					
	(38) 対照言語学					
	(39) 日本語教育のための日本語分析					
⑮ 言語研究	(40) 日本語教育のための音韻・音声体系	Japanese Culture through English	2			
	(41) 日本語教育のための文字と表記					
	(42) 日本語教育のための形態・語彙体系					
	(43) 日本語教育のための文法体系					
	(44) 日本語教育のための意味体系					
⑯ コミュニケーション能力	(45) 日本語教育のための語用論的規範	Japanese Culture through English	2			
	(46) 受容・理解能力					
	(47) 言語運用能力					
	(48) 社会文化能力					
	(49) 対人関係能力					
計	(50) 異文化調整能力					
			29			

(6) 2級考古調査士

本学では、文学部文学科歴史学専攻に「2級考古調査士」の資格を取得できる科目を開講している。所定の科目を修得した学生は資格認定の申請を行うことができる。考古調査士とは、「考古調査士資格認定機構」が認定する資格で、埋蔵文化財センターなどの発掘調査機関で遺跡の発掘調査を行う専門職員である。

本学で開講する以下の考古調査士に関する科目（8科目 22単位）はすべて必修とする。

第2科目群：考古学概説Ⅰ、卒業研究

第3科目群：考古学特殊講義、卒業研究

第4科目群：考古学演習Ⅰ、考古学実習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究

第5科目群：文化財の保護と活用、卒業研究

第6科目群：文化財と自然科学、卒業研究

第7科目群：卒業研究

※「卒業研究」は、考古学または保存科学に関する研究であり、内容により第2～第7科目群のいずれかに分類される。

(7) 公認心理師

① 公認心理師受験資格の取得について

本学では、文学部文学科心理学専攻に、公認心理師養成のための科目群を開講している。公認心理師とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術を用いて、心理に関する支援活動や、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う専門職である。

公認心理師資格を取得するためには、大学および大学院において法律に定められた単位をすべて取得し、公認心理師試験（国家試験）に合格しなければならない。

② 法律に定められている規定（「公認心理師法」第7条、「公認心理師法施行規則」第1条）

公認心理師法

第7条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 1 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ）において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めてその課程を修了した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者

（以下省略）

公認心理師法施行規則

第1条 公認心理師法第7条第1号及び第2号の大学における公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする（表1参照）。

③ 本学で規定する単位

本学で開講する表1の25科目50単位はすべて修得しなければならない。これらの単位を修得した上で、さらに卒業後に公認心理師養成課程を持つ大学院において必要単位を取得しなければならない。

以上の必要単位を修得した上で、公認心理師試験の受験資格を得ることができる。

④ 履修資格

文学部文学科心理学専攻

4年次の「心理実習」は、以下の要件を満たしたうえで履修できる。

①表1に示す科目のうち、1年次後期までに開講される科目についての必要単位を、3年次後期までに原則としてすべて修得していること。

②授業への出席状況ならびに成績が良好であること。

なお、他専攻の学生においては、表1に示す科目が他専攻開講科目であれば履修は妨げないものとする。ただし、公認心理師養成科目としての履修はできない。

⑤ その他

履修希望者は、毎年度実施される履修ガイダンスに必ず出席しなければならない。正当な理由なく欠席した者は履修できない。その日程は事前に公示する。

なお、「心理実習」履修者には、実習先に応じた実習費が別途掛かる場合がある。

その他、履修にかかる必要事項は別途公示する。

表1 【公認心理師養成科目】（公認心理師法施行規則第1条に定める科目）

公認心理士法施行規則に定める科目	必要単位数	左記に対応する 本学開設科目	単位数		単位配分				週時数		備考
			必修	選択	1年次	2年次	3年次	4年次	前期	後期	
心理学概論	4	心理学概論A	2		2				2		
		心理学概論B	2		2				2		
心理学統計法	4	心理学統計法Ⅰ	2		2				2		
		心理学統計法Ⅱ	2		2					2	
学習・言語心理学	2	学習・言語心理学		2	2					2	
知覚・認知心理学	2	知覚・認知心理学		2		2			2		
神経・生理心理学	2	神経・生理心理学		2			2			2	
発達心理学	2	発達心理学		2	2					2	
感情・人格心理学	2	感情・人格心理学		2		2			2		
臨床心理学概論	2	臨床心理学概論		2	2					2	
心理学的支援法	2	心理学的支援法		2		2			2		
健康・医療心理学	2	健康・医療心理学		2		2				2	
社会・集団・家族心理学	2	社会・集団・家族心理学		2		2			2		
産業・組織心理学	2	産業・組織心理学		2			2		2		
心理学研究法	6	心理学研究法ⅠA・ⅠB		4		4			4		
		心理学研究法Ⅱ		2			2		2		
心理学実験	6	心理学実験ⅠA・ⅠB		4		4				4	
		心理学実験Ⅱ		2			2			2	
心理演習	2	心理演習		2			2		2		
心理的アセスメント	2	心理的アセスメント		2			2			2	
福祉心理学	2	福祉心理学		2		2			2		
教育・学校心理学	2	教育・学校心理学		2		2				2	
障害者・障害児心理学	2	障害者・障害児心理学		2			2		2		
司法・犯罪心理学	2	司法・犯罪心理学		2				2	2		
人体の構造と機能及び疾病	2	人体の構造と機能及び疾病		2		2			2		
精神疾患とその治療	2	精神疾患とその治療		2			2			2	
関係行政論	1	関係行政論		1		1				Q3	
公認心理師の職責	1	公認心理師の職責		1			1		Q1		
心理実習	2	心理実習		2				2		2	
計	60	計	8	52							

(8) 社会教育主事任用資格（社会教育士）

社会教育主事とは、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える職員である（社会教育法第9条の2及び3）。大学において、「社会教育主事講習等規程」に規定された科目を修得すれば、社会教育主事基礎資格を得ることができる。この資格は、都道府県、市町村の公務員試験に合格し、採用された場合に活用できる資格で、いわゆる任用資格とされるものである。

社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会のみならず他の行政部局や企業、NPO、学校等、広く社会において活かされるよう、定められた科目を修了した者は「社会教育士」と称することができる。（令和2年度講習修了者から）

本学では、学芸員・司書科目として「生涯学習概論」（2年前期2単位）を開設しているが、これは、「社会教育主事科目」として利用することが可能である。他大学が実施する「社会教育主事講習」を受講する場合、「生涯学習概論」の単位修得証明書を提出することで、当該科目の受講が免除される。

(9) 保育士

① 保育士資格の取得に必要な科目

教育学部教育学科は、児童福祉法に定める保育士養成施設として石川県の指定を受けている。そのため、保育士資格に必要な以下の各号の科目を修得し、卒業要件を満たすことで保育士資格を取得することができる。

- I. 教養科目のうち必修科目 14 単位を修得すること。
- II. 別表 1 に掲げる全ての科目を修得すること。
- III. 別表 2 に掲げる科目のうち、9 単位以上を修得すること。そのうち「保育実習」の系列から、「保育実習Ⅱ」と「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ」と「保育実習指導Ⅲ」のどちらか一方の組み合わせで 3 単位以上を修得しなければならない。

② 保育実習について

- I. 保育士資格を取得するためには、必修科目の「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」を必ず修得しなければならない。「保育実習Ⅰ（保育所）」では、保育所もしくは認定こども園で、「保育実習Ⅰ（施設）」では、児童福祉施設等でそれぞれ 10 日間実習を行う。その上で、選択必修科目の「保育実習Ⅱ」と「保育実習Ⅲ」のうち一方の実習を必ず行うことが必要である。
- II. 「保育実習Ⅰ（保育所）」及び「保育実習Ⅰ（施設）」に参加するためには「保育実習指導Ⅰ」を履修することが求められる。また、「保育実習Ⅱ」に参加するためには「保育実習指導Ⅱ」を、「保育実習Ⅲ」に参加するためには「保育実習指導Ⅲ」を履修することが求められる。
- III. これらの保育実習の履修に関しては、保育士資格取得のために必要な授業への履修状況ならびに、成績が良好であること、人物評価等を条件とする。

③ 保育士登録申請について

- I. 保育士として業務に就く場合、保育士登録申請を行う必要がある。保育士登録申請は、原則として、都道府県の事務委託を受けている登録事務処理センターへ、大学が一括して行う。
- II. 申請手続き等については別途説明会を行うので必ず参加すること。

IV. 別表 1

系列	教科目	教育学科設置授業科目	授業形態	単位数	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	保育原理	講義	2	
	教育原理	教育原理	講義	2	
	子ども家庭福祉	子ども家庭福祉	講義	2	
	社会福祉	社会福祉	講義	2	
	子ども家庭支援論	子ども家庭支援論	講義	2	
	社会的養護 I	社会的養護 I	講義	2	
	保育者論	保育者論	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	保育の心理学	講義	2	
	子ども家庭支援の心理学	子ども家庭支援の心理学	講義	2	
	子どもの理解と援助	子どもの理解と援助	演習	1	
	子どもの保健	子どもの保健	講義	2	
	子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習	2	
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	保育課程論	講義	2	
	保育内容総論	保育内容総論	演習	1	
	保育内容演習	保育内容指導法 (健康)	保育内容指導法 (健康)	演習	1
		保育内容指導法 (人間関係)	保育内容指導法 (人間関係)	演習	1
		保育内容指導法 (環境)	保育内容指導法 (環境)	演習	1
		保育内容指導法 (言葉)	保育内容指導法 (言葉)	演習	1
		保育内容指導法 (表現)	保育内容指導法 (表現)	演習	1
	保育内容の理解と方法	幼児・児童文化	幼児・児童文化	演習	1
		表現演習 I	表現演習 I	演習	1
		表現演習 II	表現演習 II	演習	1
		体育 II (リズムダンス)	体育 II (リズムダンス)	演習	1
	乳児保育 I	乳児保育 I	講義	2	
	乳児保育 II	乳児保育 II	演習	1	
	子どもの健康と安全	子どもの健康と安全	演習	1	
	障害児保育	障がい児保育	演習	2	
社会的養護 II	社会的養護 II	演習	1		
子育て支援	子育て支援	演習	1		
保育実習	保育実習 I	保育実習 I (保育所)	実習	2	
		保育実習 I (施設)	実習	2	
	保育実習指導 I	保育実習指導 I	演習	2	
総合演習	保育実践演習	保育・教職実践演習 (幼)	演習	2	

V. 別表 2

系列	本学科設置授業科目	授業形態	単位数
保育の対象の理解に関する科目	幼児理解と教育相談	講義	2
保育の内容・方法に関する科目	幼児と健康	講義	2
	幼児と人間関係	講義	2
	幼児と環境	講義	2
	幼児と言葉	講義	2
	幼児と表現	講義	2
保育実習	保育実習 II	実習	2
	保育実習 III	実習	2
	保育実習指導 II	演習	1
	保育実習指導 III	演習	1